

---

令和元年大和町議会 1 2 月 随時 会 議 会 議 録

---

令和元年 1 2 月 2 6 日 (木曜日)

---

応招議員 (16名)

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日 出 子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大 須 賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	次 長	野 田 美沙子
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午後1時59分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

皆さんおそろいでございますので、ただいまから令和元年大和町議会12月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番今野信一君及び3番犬飼克子さんを指名します。

---

#### 日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

---

#### 日程第3「議案第116号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、議案第116号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料116号関係をお開き願いたいと思います。

議案第116号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、説明資料のほうで説明させていただきたいと思います。

説明資料 1 ページをお願いいたします。

特別職の報酬の改正でございますが、去る12月 9 日に大和町特別職給料等の審議会を開催いたしまして、この中で12月に議員さんに説明いたしました会計年度任用職員制度と、特別職非常勤の報酬の関係について協議させていただきました、その中で、協議中、黒川郡内に比べまして大和町の各委員さん方の報酬額がちょっと低いというご意見をいただきまして、黒川郡内の平均をとりまして、その結果、平成17年時に引き下げた前に戻るのが平均値になるということに結論づけましたので、今回の改正案を示したものでございます。

説明資料 1 ページの選挙管理委員会から、一番表の下の子ども・子育て会議までの35の委員会につきましては、委員長6,100円を6,300円に、委員5,900円を6,100円にするものでございます。

なお、括弧で注意書きのついているものにつきましては、委員のみのものでございますのでご了承願いたいと思います。

2の区長等につきましては、この条例改正が来年の4月1日なんですけれども、それに合わせまして区長報酬と公民館分館長さん方、あと次ページになりますけれども消防団、交通指導隊につきましても平成17年次の時点に戻すべきだというご意見をいただきましたので、今回、2番以降は条例には関係ないんですけれども、議員さんのほうにお示ししたいと思っております。

それでは、2番の区長等につきましては、平均割が30万8,000円から31万5,000円へ、世帯割100人までは11万6,000円から11万9,000円と。それ以降については、前回は改正がなかったので改正はしておりません。

公民館分館長につきましては、3万7,000円を3万8,000円。

次ページをお願いしたいと思います。

消防団につきましては、団長18万2,000円から18万6,000円等、表のとおり改正す

るものでございます。

交通指導隊につきましても、隊長12万2,000円から12万5,000円というように表のとおりで改正するものでございます。

それでは、議案書へお戻り願いたいと思います。

議案書1ページでございます。

1ページの選挙管理委員会から3ページの子ども・子育て会議までの間につきましては、特別職非常勤職員の報酬額につきましては委員長の額を「6,100円」から「6,300円」へ、委員の額を「5,900円」から「6,100円」へ増額するものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、議案第116号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。5番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

私から、ちょっと1件質問をしたいと思います。

区長の区長手当についてなんですけれども、区長報酬ということである程度固定額がありますけれども、協議の中で、今回特に震災とかあった場合、区長さんってすごく地区の見守りとかして、こういう箇所を、災害のときもそうなんですけれども、あるかと思うんですけれども、そういう場合、あと特に会議もいっぱいありますから、日額を少し上げるべきであるとか、あとは費用弁償で上げるべきとか、区長さんの参加率は地区によって、いろいろ区長さんによって違いがあるかと思うんですけど、そのようなお話があったかないか、その辺、ほかに検討した内容、費用を上げるのは全然問題ないと思うんですけど、その上げ方についてどのような内容があったかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、槻田議員さんの質問にお答えします。

黒川郡内の区長さんの報酬額も比べましたところ、大和町が一番高いほうではないんですけども、大衡村に次いで高いほうだということで、あとは富谷とか、そちらよりも高いということなので、今回は特別職の6,100円、この5,900円の分を上げるといふことの協議になりまして、それで全部上げると。さらに上げる理由としまして17年に戻したほうがいいんじゃないかということで、今回区長さんのほかの交通指導隊の方々も一緒に上げるというような形をとらせていただきました。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

5 番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ということは、再度確認になるんですけども、今回特に災害があった場合、地区のいろんな危険な箇所とかを見回ったときに、例えば特別にそういうお手当、日当とか払うとか、そういうお話までは出なかったというふうに捉えていいのかどうか、そこを再度お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

そこまでの協議はなされなかったということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

これは平成17年に一律2%ということで下げた経緯があって、私はそのとき新人議員でしたが、これに反対をさせていただきまして、1票差で通ったというやつなんですけれども、それ以降、やはり消防団なんかは特に黒川郡内でも一番低いです、隊員



の報酬の額が。それにまた引き下げたという経緯もあって、私は反対したんですけども、あれから震災等々があって、14年たっておりまして、またもとに戻すというだけのことかなと。私はもう少し上げてくれるのかなと、区長さんからいろんな委員さん方、農業委員さんは上がっていますが、普通の委員さんが、教育委員にしろ、全部あのまま14年間下がりっ放し。今度14年ぶりに復帰するのに原状でいいのかなと。私はもう少し、町の財政もあの当時よりよくなってきたと思うので、やはり頑張っている方々にはそれ相応に少し、人事院でもあれから相当の歩合で上がっているはずでありますので、そこはご検討なさらなかったのか、ちょっとお聞きします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、平渡議員さんの質問にお答えします。

まず消防団につきましては、黒川郡内、あと宮黒圏内の額を調べましたら、大和町がかなり多い。例えば、団長さんが18万台、団員につきましては大衡村さんが一番高くて、大和町さんが郡内では1,000円安くて一番安い感じでしたけれども、全体を見回したところ、消防団に関しては団長初め高額かなあとということで、今回、先ほど言いましたけれども、特別職の委員の中では今回につきましては17年に戻そうということに終わってしまったということですので、よろしくお願ひしたいと思います。今後の検討にさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

私は消防団のことだけでなく、消防団の団員は本当に黒川郡で一番安いはずですから、あのとき2%したときは、幹部は仕方ないよと、団員の分は下げないでくれということを私は言った経緯があります。確かに幹部は、普通と比べたらある程度の責任感のもとで高くなっているかと思いますが、やはり団員が一番安いと。団員というのは、大体7割、8割団員ですからね。その額がやっぱり小さいのかなと思ってあのときは言いましたが、今回の場合は全部選挙管理委員から教育委員からを含めて

ですよ。区長さんも17年の当時にただ戻しただけでいいのかなと。あのときは財政状況が悪いというので下げたんですから、今回あれから相当の額が所得税として、町民税として上がっているわけですので、その何とか検討はなかったのかというのを聞きたかったんです。まだやる気はないのかなと。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

お答えしたいと思います。

教育委員さんの額と監査委員とか調べましたところ、大和町が一番高かったということがありましたので、今回の特別職の審議会の中では17年に下がった部分だけを検討させていただいたということでございます。今後のことにつきましては、今後の課題になると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

私のほうからも2点お伺いをします。

今、平渡議員の話にも少しかぶるかと思うんですけれども、今回唐突感がちょっと否めないんですけれども、これまでそういうもとに戻すとかいう議論はなかったのかどうか、まずそこが1点と、それから令和2年4月1日から区長さん、交通指導隊、そして分館長さん、私人ということで扱いが変わるということなんですけれども、そうなると規則で運用していくことになりますかね。その場合、要は議会の議決が必要ないわけですよ。例えば、恣意的に下げたり上げたりできるようになるかもしれない。その辺をどのようにお考えか、その2点をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、馬場議員の質問にお答えしたいと思います。

今までなかったのかということなんですけれども、今回特別職のあり方と会計年度が導入されたということで、これにつきまして特別職の委員会を開きまして、やっぱり報告しなきゃいけないんじゃないかということになりまして、今回報告させていただいたのが実情でございます。

本来ならば、議員さん方の給料と政務活動費、あと町の三役、その部分だけが特別職の審議会に諮るものなんですけれども、それだけではだめだということで、今回大幅に変わるということで、本来はかけなくてもいいというところだったんですけれども、改めてそういう審議会の方々にも知っていただきたいということで今回かけさせていただきました。ということで、その中で話し合った結果でございます。

次に、規則でございますが、確かに今回規則になりますので、区長さん、公民館長さん、交通指導隊は関係ないといえば関係なくなるんですけれども、できる限りお知らせをしていきたいと思っております。一緒に、多分、特別職審議会の中ではありますけれども、例えばきょう関係する委員の職の改正の部分につきましては、そのときには必ず区長さん方のやつもお知らせしていく形をとらなければならないかと今考えております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

改正に伴ってということで、できればこういうものはなるべく折につけ、いろいろ情勢というか、あわせてやっていくべきものなのかなあとも思いますが、今のお話ですと、町長、副町長、教育長、我々議員ということで、今回お諮りいただいたということで、何かのときにそういうのも改めて見ていただくのも必要かなあと思います。

それから後段の今後ということなんですけれども、要は規則ですから、報告義務も議会にはないんですよ。その中で運用していくということですので、例えば、これから規則をつくられているかと思うんですけれども、その中に例えば議会に報告するとか、そういう文言を入れられるのかどうかちょっと調べてはおりませんが、何かしらそういうのをつけておかないと、今後本当に勝手にという言い方は失礼かもしれませんが、下げたり上げたり、この3つの役職についてはできるんじゃないのかなあと思念するんですけど、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、馬場議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、議案第116号でお示ししたとおり、特別職の職員の非常勤のものの報酬の額を変えるときには、当然条例にかけるようになりますので、多分これからもこの条例にかけると同時に、区長さん方、公民館分館長さん方、交通指導隊も同じ時期に同じタイミングでかかると思いますので、その際に、今資料で出したような形で議員さんにもお示ししていく形になると思いますので、ご理解願いたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今後、4月1日から保険等々も変わるという形になると思うんですよ、この3つの役職は。その辺もしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、最後にご答弁いただきたい。

議 長 (馬場久雄君)

後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

保険につきましても、今回民間の保険会社に加わると思うんですけれども、その辺は今までどおりの保障内容で加入させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4「議案第117号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第117号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第9号）も準備をお願いいたします。

議案第117号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ4,836万2,000円を追加いたしまして、予算総額を128億6,774万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、5ページの第1表によるものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、追加でございます。第2表によるものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、追加でございまして、第3表によるものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加となりまして、令和元年度中の完了が見込まれない事業につきまして、令和2年度へ繰り越して執行することにつきまして、記載の金額を限度といたしまして議決をお願いするものでございます。

9款2項、天井落下防止等対策（吉田小学校講堂）につきましては、今回歳入歳出

補正予算に計上いたしておるものでございます。金額につきましては、3,577万2,000円でございます。

次に、「第3表 地方債補正」でございます。

追加となりまして、目的欄に記載してございます学校環境改善交付金事業債につきましては、吉田小学校講堂の天井落下防止等対策事業につきまして、交付金に対する地方負担分に充当する地方債となっております。限度額につきましては、2,070万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第9号）の3ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

16款2項6目教育費国庫補助金、2節につきましては、吉田小学校講堂の天井落下防止等対策に対する学校環境改善交付金を計上するものでございます。

19款1項4目ふるさと寄附金、1節につきましては、寄附金の増加見込みにより追加計上をいたすものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金、1節につきましては、歳入歳出の見合いによりまして財源調整等いたしまして、追加計上いたすものでございます。

23款1項3目教育債、1節につきましては、総則第3表で説明いたしましたとおりでございますが、追加計上となるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、4ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項6目企画費、ふるさと寄附事業費でございます。

今年度のふるさと寄附の状況につきましては、11月末現在で寄附額が2,149万7,000円でございます。12月から来年の3月までの寄附額の見込みを前年度と同程度、約2,000万でございますが、それを見込みまして、決算の見込みとして寄附額は4,200万と見込んでおります。

今回の補正につきましては、歳入のふるさと寄附金を当初予算で3,000万としておりましたが、寄附額4,200万という見込みで増額する1,200万に係ります経費について、

増額をお願いいたすものでございます。

初めに、8節につきましては、寄附申し出者への返礼品の調達費用として寄附額の30%、12節ふるさと納税ポータルサイトへの広告料として寄附額の1%、並びにクレジットカード決済の手数料といたしまして寄附額の1%、13節は今年度から業務を委託しておりますふるさと納税業務につきまして、寄附額の20%を増額いたすものでございます。

25節につきましては、今回寄附額を4,200万円と見込み、その寄附に係ります諸費用を差し引いた積立額を573万6,000円増額いたしまして、2,003万9,000円をふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費、19節につきましては、ボランティアセンター運営費補助金といたしまして、10月の台風第19号により大和町社会福祉協議会内に設置されました災害ボランティアセンターの活動費用に要した職員の人件費、時間外勤務手当分につきまして、追加をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、9款教育費でございます。

9款2項3目施設整備費の小学校維持管理費でございます。

15節でございますが、吉田小学校の講堂の天井落下等防止工事に要します費用の補正をお願いするものでございます。本事業につきましては、国の補助金でございますが、学校環境改善交付金での令和2年度施工を予定し、国に対して計画書を提出していましたが、令和元年度補正予算での前倒し実施の補助内示を受けましたので、今年度より施工させていただくものでございます。

なお、先ほど財政課長から第2表によりご説明をさせていただきましたとおり、繰越明許費といたしまして令和2年度へ全額繰り越しをさせていただくものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第117号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第118号 令和元年度子育て支援住宅造成工事（落合地区）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第5、議案第118号 令和元年度子育て支援住宅造成工事（落合地区）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第118号 令和元年度子育て支援住宅造成工事（落合地区）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度子育て支援住宅造成工



事（落合地区）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、5,368万円でございます。うち消費税が488万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第118号関係資料をお願いいたします。こちらの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

入札の状況についてでございます。

1. 入札参加資格としまして、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。(2)としまして、令和元年・2年度大和町建設工事に入札参加資格の承認された者で、次の項目全てに該当する者であることといたしまして、以下の項目につきましては記載のとおりでございます。

次に、2の入札方法でございます。

こちらにつきましても、記載のとおり項目でございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、4社に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります。令和元年12月10日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は6,380万円、低入札調査基準価格は5,409万6,000円であり、入札の結果、最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

(2)この結果を受けまして、令和元年12月13日に八嶋建設株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、12月17日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査におきましては積算の内容の精査及びその他基準に照らし合わせまして、審査の結果、契約どおりの履行が可能と判断し、最低応札者の八嶋建設株式会社を落札者に決定し、12月23日に仮契約を締結したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。

請負代金額は5,368万円、消費税を除いた金額が4,880万円でございます。

契約相手方は、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1. 施工場所につきましては、大和町落合相川地内、2. 完成工期は、令和2年3月25日を予定しております。

失礼しました。大変申しわけございません。提出してございます資料の年数が間違っております。令和元年ではなく2年でございますので、訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。大変申しわけございません。

3でございます。工事概要につきましては、造成面積はA=3,813.6平方メートル、以下記載のと通りの工事内容となっております。

3ページをお願いいたします。

図面の左上に記載しておりますのが施工位置図でございます。

次に、図面中央にございますのが造成計画図でございます。赤色の実線で囲まれております区域が造成の区域となっております。黄色着色部分は子育て支援住宅建築予定地をお示ししております。また、薄いグレーの色で着色しておりますのが造成区域の中央を東西に通ります区域内道路、その奥に濃いグレー色で着色しておりますのが利用者の駐車場でございます。

最後に、図面左下にお示ししておりますのが造成断面図で、黄色着色が切り土部を、盛り土部はピンク色着色によりお示しをしたものでございます。

以上が令和元年度子育て支援住宅造成工事（落合地区）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第118号 令和元年度子育て支援住宅造成工事（落合地区）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6「委員長報告（田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会）」

議長（馬場久雄君）

日程第6、委員長報告（田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会）報告についてを議題とします。

本件に関し、田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員長の報告を求めます。  
委員長中川久男君。

田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員長（中川久男君）

それでは、田手岡館跡伐採等に関わる調査についてご報告をさせていただきます。

本委員会に付託された調査事件については、調査の結果、下記のとおり会議規則第77条の規定により報告するものであります。

それでは、説明をいたします。

1の調査案件、2の調査の経過は記載のとおりであります。

3の調査の結果につきましては、前回の報告内容及び次に説明する意見書と重複しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、委員会としての意見ですが、今回の件につきましては伐採届けが町に提出されていないことが発端であり、その原因が宮床地区で各種団体間の情報伝達などの確認を怠ったものによるもので、大和町議会としては要望提出者に調査内容等を記した回答書により報告を行うとともに、田手岡館跡の文化財としての原状復帰等につきまして注視していくとの観点から、調査を継続しておりました。

先般、令和元年12月11日実施した現地調査及びその後開催した調査特別委員会で、所有者である町（財政課）及び文化財担当課（生涯学習課）の町有財産としての管理や文化財としての現状保護などについてご意見を聴取しました。今後の調査特別委員会について検討を行いましたが、その結果、地元団体と管理契約を締結し、整備に係る許認可などの申請等にも指導が徹底されていることから、町に対して今後とも引き続き適切に管理していくよう要望し、委員会としての最終報告とさせていただきます。

以上、報告です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年大和町議会12月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

午後2時38分 散 会